

災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正後	改正前
<p>○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 昭和57年12月 1 日規則第58号</p> <p>改正</p> <p>平成17年 1 月31日規則第 2 号 平成23年10月 4 日規則第49号 令和元年 6 月25日規則第 <u>令和元年●月●日規則第</u></p> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに 関する条例施行規則（昭和49年10月東京都世田谷区規則第40号）の全 部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条） 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条） 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第17条） 第 5 章 雑則（<u>第18条—第21条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 1 章 総則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10 月世田谷区条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必 要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 （支給の手続）</p> <p>第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給しようと するときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p>	<p>○災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 昭和57年12月 1 日規則第58号</p> <p>改正</p> <p>平成17年 1 月31日規則第 2 号 平成23年10月 4 日規則第49号 令和元年 6 月25日規則第 4 号</p> <p>災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則 災害弔慰金の支給および災害援護資金の貸付けに関する条例施行規 則（昭和49年10月東京都世田谷区規則第40号）の全部を改正する。</p> <p>目次</p> <p>第 1 章 総則（第 1 条） 第 2 章 災害弔慰金の支給（第 2 条・第 3 条） 第 3 章 災害障害見舞金の支給（第 4 条・第 5 条） 第 4 章 災害援護資金の貸付け（第 6 条—第17条） 第 5 章 雑則（<u>第18条</u>）</p> <p>付則</p> <p>第 1 章 総則 （趣旨）</p> <p>第 1 条 この規則は、災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年10 月世田谷区条例第43号。以下「条例」という。）の施行について必 要な事項を定めるものとする。</p> <p>第 2 章 災害弔慰金の支給 （支給の手続）</p> <p>第 2 条 区長は、条例第 3 条の規定により災害弔慰金を支給しようと するときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p>

調整中

改正後	改正前
<p>(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 死亡（行方不明を含む。以下「死亡」という。）の年月日及びその状況</p> <p>(3) 条例第4条に規定する死亡者の遺族に関する事項</p> <p>(4) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 （必要書類の提出）</p>	<p>(1) 死亡者（行方不明者を含む。以下「死亡者」という。）の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 死亡（行方不明を含む。以下「死亡」という。）の年月日及びその状況</p> <p>(3) 条例第4条に規定する死亡者の遺族に関する事項</p> <p>(4) 条例第7条に規定する支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 （必要書類の提出）</p>
<p>第3条 区長は、世田谷区の区域外で死亡した区民の遺族については、死亡地の官公署が発行する被災証明書提出させるものとする。</p>	<p>第3条 区長は、世田谷区の区域外で死亡した区民の遺族については、死亡地の官公署が発行する被災証明書提出させるものとする。</p>
<p>2 区長は、区民でない遺族については、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 （支給の手続）</p>	<p>2 区長は、区民でない遺族については、遺族であることを証明する書類を提出させるものとする。</p> <p>第3章 災害障害見舞金の支給 （支給の手続）</p>
<p>第4条 区長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p> <p>(1) 障害を有する者の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況</p> <p>(3) 障害の種類及びその程度に関する事項</p> <p>(4) 条例第11条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 （必要書類の提出）</p>	<p>第4条 区長は、条例第9条の規定により災害障害見舞金を支給しようとするときは、次の各号に掲げる事項について調査するものとする。</p> <p>(1) 障害を有する者の氏名、性別、生年月日及び住所</p> <p>(2) 障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった年月日及び負傷又は疾病の状況</p> <p>(3) 障害の種類及びその程度に関する事項</p> <p>(4) 条例第11条において準用する条例第7条に規定する支給の制限に関する事項</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、区長が必要と認める事項 （必要書類の提出）</p>
<p>第5条 区長は、世田谷区の区域外で障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった区民については、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署が発行する被災証明書提出させるものとする。</p>	<p>第5条 区長は、世田谷区の区域外で障害の原因となった負傷をし、又は疾病の状態となった区民については、負傷し、又は疾病にかかった他の官公署が発行する被災証明書提出させるものとする。</p>

改正後	改正前
<p>2 区長は、障害を有する者については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け （借入れの申込み）</p>	<p>2 区長は、障害を有する者については、災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）別表に掲げる程度の障害を有することを証明する医師の診断書（第1号様式）を提出させるものとする。</p> <p>第4章 災害援護資金の貸付け （借入れの申込み）</p>
<p>第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を区長に提出しなければならない。</p>	<p>第6条 災害援護資金（以下「資金」という。）の貸付けを受けようとする者（以下「借入申込者」という。）は、災害援護資金借入申込書（第2号様式。以下「借入申込書」という。）を区長に提出しなければならない。</p>
<p>2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 条例第12条第1項第1号に規定する世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、療養見込み期間等が記載された医師の診断書</p> <p>（2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の区市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該区市町村長の証明書</p>	<p>2 借入申込書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</p> <p>（1） 条例第12条第1項第1号に規定する世帯主の負傷を理由とする借入れの申込みにあつては、療養見込み期間等が記載された医師の診断書</p> <p>（2） 被害を受けた日の属する年の前年（当該被害を1月から5月までの間に受けた場合にあつては前々年とする。以下この号において同じ。）において、他の区市町村に居住していた借入申込者にあつては、当該世帯の前年の所得に関する当該区市町村長の証明書</p>
<p>3 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。</p> <p>（保証人を立てない場合における利率）</p>	<p>3 借入申込者は、その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日までに、借入申込書を提出しなければならない。</p> <p>（保証人を立てない場合における利率）</p>
<p>第7条 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。</p> <p>（調査）</p>	<p>第7条 条例第14条第2項の規則で定める率は、年1パーセントとする。</p> <p>（調査）</p>
<p>第8条 区長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。</p>	<p>第8条 区長は、借入申込書の提出があつたときは、その内容を検討のうえ、当該世帯の被害の状況、所得その他の必要な事項について調査するものとする。</p>

改正後	改正前
<p>(貸付けの決定)</p> <p>第9条 区長は、資金を貸付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により借入申込者に通知する。</p> <p>2 区長は、資金を貸付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（第4号様式）により借入申込者に通知する。</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第10条 借入申込者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(資金の交付)</p> <p>第11条 区長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。</p> <p>(償還の完了)</p> <p>第12条 区長は、前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、遅滞なく、借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を返還するものとする。</p> <p>(繰上償還の申出)</p> <p>第13条 条例第15条第2項の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第14条 条例第16条の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証明する書類</p>	<p>(貸付けの決定)</p> <p>第9条 区長は、資金を貸付ける旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付決定通知書（第3号様式）により借入申込者に通知する。</p> <p>2 区長は、資金を貸付けない旨の決定をしたときは、災害援護資金貸付不承認通知書（第4号様式）により借入申込者に通知する。</p> <p>(借用書の提出)</p> <p>第10条 借入申込者は、前条第1項の通知を受けたときは、速やかに、借入申込者の印鑑登録証明書（保証人を立てる場合は、借入申込者及び保証人の印鑑登録証明書）を添えて災害援護資金借用書（第5号様式。以下「借用書」という。）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(資金の交付)</p> <p>第11条 区長は、借用書と引換えに資金を交付するものとする。</p> <p>(償還の完了)</p> <p>第12条 区長は、前条の規定により資金の交付を受けた者（以下「借受人」という。）が資金の償還を完了したときは、遅滞なく、借用書及びこれに添えられた印鑑登録証明書を返還するものとする。</p> <p>(繰上償還の申出)</p> <p>第13条 条例第15条第2項の繰上償還をしようとする者は、災害援護資金繰上償還申出書（第6号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(償還免除)</p> <p>第14条 条例第16条の償還の免除を受けようとする者（以下「償還免除申請者」という。）は、災害援護資金償還免除申請書（第7号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 前項の申請書には、次の各号のいずれかの書類を添付しなければならない。</p> <p>(1) 借受人の死亡を証明する書類</p>

改正後	改正前
<p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったことを証明する書類</p> <p>3 区長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除決定通知書（第8号様式）により償還免除申請者に通知する。</p> <p>4 区長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第9号様式）により償還免除申請者に通知する。</p> <p>（違約金の支払免除）</p>	<p>(2) 借受人が精神又は身体に著しい障害を受けたため資金を償還することができなくなったことを証明する書類</p> <p>3 区長は、償還の免除を認める旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除決定通知書（第8号様式）により償還免除申請者に通知する。</p> <p>4 区長は、償還の免除を認めない旨の決定をしたときは、災害援護資金償還免除不承認通知書（第9号様式）により償還免除申請者に通知する。</p> <p>（違約金の支払免除）</p>
<p>第15条 条例第18条の違約金について支払の免除を受けようとする借受人（以下「違約金支払免除申請者」という。）は、違約金支払免除申請書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、違約金の支払の免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除決定通知書（第11号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。</p> <p>3 区長は、違約金の支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。</p> <p>（償還金の支払猶予）</p>	<p>第15条 条例第18条の違約金について支払の免除を受けようとする借受人（以下「違約金支払免除申請者」という。）は、違約金支払免除申請書（第10号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、違約金の支払の免除を認める旨の決定をしたときは、違約金支払免除決定通知書（第11号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。</p> <p>3 区長は、違約金の支払の免除を認めない旨の決定をしたときは、違約金支払免除不承認通知書（第12号様式）により違約金支払免除申請者に通知する。</p> <p>（償還金の支払猶予）</p>
<p>第16条 条例第19条の償還金の支払の猶予を受けようとする借受人（以下「償還金支払猶予申請者」という。）は、償還金支払猶予申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。</p> <p>3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第15号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。</p>	<p>第16条 条例第19条の償還金の支払の猶予を受けようとする借受人（以下「償還金支払猶予申請者」という。）は、償還金支払猶予申請書（第13号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>2 区長は、支払の猶予を認める旨の決定をしたときは、償還金支払猶予決定通知書（第14号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。</p> <p>3 区長は、支払の猶予を認めない旨の決定をしたときは、償還金支払猶予不承認通知書（第15号様式）により償還金支払猶予申請者に通知する。</p>

改正後	改正前
<p>(届出事項)</p> <p>第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 借用書の記載事項に異動が生じたとき。</p> <p>(2) 借受人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定等を受けたとき。</p> <p>2 保証人又は同居の親族は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。</p> <p>第5章 雑則</p> <p><u>(世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会の委員長及び副委員長)</u></p> <p>第18条 <u>条例第21条に規定する世田谷区災害弔慰金等支給審査委員会(以下「委員会」という。)に委員長及び副委員長を置く。</u></p> <p><u>2 委員長及び副委員長は、区長が指名する委員をもって充てる。</u></p> <p><u>3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。</u></p> <p><u>4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理す。</u></p> <p><u>(委員会の招集)</u></p> <p>第19条 <u>委員会は委員長が招集する。</u></p> <p><u>(委員会の会議)</u></p> <p>第20条 <u>委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。</u></p> <p><u>2 委員会の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数の場合は、委員長の決するところによる。</u></p> <p><u>3 委員長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席を求め、その意見を聴き、又は必要な資料の提出を求める事ができる。</u></p> <p>(委任)</p>	<p>(届出事項)</p> <p>第17条 借受人は、次の各号のいずれかに該当する事実が発生したときは、速やかに氏名等変更届（第16号様式）を区長に提出しなければならない。</p> <p>(1) 借用書の記載事項に異動が生じたとき。</p> <p>(2) 借受人又は保証人が仮差押、仮処分、強制執行、破産手続開始の決定等を受けたとき。</p> <p>2 保証人又は同居の親族は、借受人が死亡したときは、速やかにその旨を区長に届け出るものとする。</p> <p>第5章 雑則</p> <p>(委任)</p>

改正後	改正前
<p>第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、公布の日から施行する。 (東日本大震災の特例措置)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「令和2年3月31日」とする。</p> <p>附 則（平成17年1月31日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日規則第49号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和元年6月25日規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p> <p><u>附 則（令和元年●月●日規則第●号）</u> <u>この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、令和元年8月1日から適用する。</u></p>	<p>第18条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、区長が定める。</p> <p>附 則 (施行期日)</p> <p>第1条 この規則は、公布の日から施行する。 (東日本大震災の特例措置)</p> <p>第2条 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災により著しい被害を受けた者であって、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の厚生労働省関係規定の施行等に関する政令（平成23年政令第131号）第14条第1項に定めるものに対する災害援護資金の貸付けに係る第6条第3項の規定の適用については、同項中「その者の被災の日の属する月の翌月1日から起算して3月を経過する日」とあるのは、「令和2年3月31日」とする。</p> <p>附 則（平成17年1月31日規則第2号） この規則は、公布の日から施行する。</p> <p>附 則（平成23年10月4日規則第49号） この規則は、公布の日から施行し、改正後の災害弔慰金の支給等に関する条例施行規則の規定は、平成23年3月11日から適用する。</p> <p>附 則（令和元年6月25日規則第4号） この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の第7条及び第10条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。</p>